

公益社団法人日本空手協会
支部等名称使用許諾規定

(目的)

第1条 本規定は定款第42条に基づき、日本空手協会名を冠した組織の名称使用許諾に際して必要な事項を定める。

(名称使用条件)

第2条 公益社団法人日本空手協会（以下「協会」という。）の支部並びに都道府県本部及び地区本部（以下「支部等」という。）は、明朗な会則に基づき運営され、空手道の地域振興を遂行するに相応しい名称を使用する組織とする。

2 支部等は公益の増進に資する協会の方針に沿い、開かれた公明正大な組織とし指導・普及活動に協力する。

3 各支部は、それぞれ、その所属する会員の練成のみならず、入門者の開拓、その所属する会員の継続及び増加等、その所属する会員による協定会款並びに諸規則の遵守の徹底、組織の発展に必要な活動を行わなければならない。各都道府県本部は、それぞれ、その所属する支部の監督を行わなければならない。

4 前3項を満たし協会の理事会（以下「許諾機関」という。）が認定した支部には日本空手協会名を冠した支部の名称使用を許諾する。支部の連合体として前3項を満たし許諾機関が認定した都道府県本部又は地区本部には日本空手協会名を冠した都道府県本部又は地区本部の名称使用を許諾する。

5 前項による許諾は毎年4月1日から3月31日までの1年間有効とする。但し、許諾機関において1項乃至3項を満たすと認定した支部等には、許諾を1年ごとに更新することができるものとする。

(使用許諾手続)

第3条 支部等の名称を使用する者は、名称及び所在地等について許諾機関に申請し名称使用の許諾を得なければならない。

2 支部等は役員を置き、前項の申請の際に役員及び会員の名簿を提出するものとする。

3 許諾機関は前2項の申請に基づき名称使用の可否を審査し、許諾する時は認証状を発行する。

(支部等運営基準)

第4条 支部等は常に第2条の条件を満たすように活動しなければならない。

2 支部等は定期的に活動内容や会員状況を許諾機関に報告するものとし、所在地や役員に変更があった場合は遅滞なく許諾機関に届け出なければならない。

3 支部等の名称を変更しようとする場合は、前項の規定による。

4 支部等を自主的に解散する場合は、予め許諾機関への届け出を要する。

(支部等の監督)

第5条 許諾機関は、支部等の適正な運営を確保するために必要が生じた際は、随時状況確認や検査を実施し所要の助言や指導を行う。

(名称使用許諾の取り消し)

第6条 許諾機関は支部等が以下の各号に該当し、名称を使用することが協会の公益増進の支障となると判断した場合は、当該支部等への名称使用許諾を取り消すことができる。

- 一 協会の指導・普及方針に反し、協会の活動を阻害している場合
- 二 故意に指導・普及活動を行わない場合
- 三 第4条の規定を遵守せず、協会への協力姿勢が認められない場合

2 前項により使用許諾を取り消した場合は、その旨を当該支部等に通知するとともに、会報やホームページの掲載によりその事実を公表する。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、名称使用許諾について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規定は、平成24年7月1日から実施する。

平成24年7月31日付けで一部(第2条4項地区本部追加)改定する。

平成27年1月11日付けで一部(第2条3項及び4項改正並びに第2条5項有効期間追加)改定する。

平成27年4月 日付けで一部(第2条1項乃至5項、第3条1項及び2項、第4条2項乃至4項並びに第6条1項1号及び2号改正)改定する。